

旧福知山町周辺6地区 地籍調査事業について

対象自治会：京町、長町、上新町、下新町、鍛冶町、上紺屋町
東中ノ町、内記五丁目

1. 地籍調査とは・・・？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、地籍（一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界と面積）に関する調査を行い、精度の高い図面を作成し、土地における**地籍の明確化**を図ることを目的に実施する事業です。

<現状>

- 法務局に備え付けられている旧福知山町周辺6地区の公図は、明治時代初期の地租改正時に作られた**字限図**（あざきりず）が基になっています。
- 字限図は境界点の座標がないため、現地における境界の復元性が乏しくなっています。



<問題点>

- 土地の管理や利活用時に、隣接地の所有者と境界を巡るトラブルが発生する可能性があります。
- 災害（水害や地震など）発生後の復旧作業や道路整備などの公共事業に時間を要する可能性があります。

2. 地籍調査のメリット

土地の境界などの地籍がはっきりすることにより、

- ①将来の境界トラブルを未然に防止できます。
- ②土地取引の円滑化、活性化が図られます。
- ③水害や地震などによる災害復旧の迅速化が図られます。
- ④道路事業などの公共事業を迅速に行うことができます。



3. 地籍調査の進め方

①事業計画の準備
推進委員の設置

②地権者の現地立会による
境界の確認（一筆地調査）

③確認された
境界の測量



④地籍図・地籍簿の作成

⑤閲覧後、国の承認・
府の認証を受け、法務
局へ成果送付し完了

4. 地籍調査にあたり土地所有者様をお願いしたいこと

- ① 事前調査のため所有されている土地へ立入調査を行うことがあります。
- ② 説明会や現地立会に御出席をお願いします。
(※調査地区内の土地所有者様には別途御案内を行います。)

5. 費用負担について

土地の境界の確定等を個人で行う場合、多大な時間と費用がかかりますが、地籍調査では必要な経費を市が負担しますので、土地所有者の皆様には費用負担はありません。ただし、現地立会や説明会会場までの交通費などは自己負担となります。

6. 皆様の御協力をお願いします

地籍調査は、福知山市が事業主体となって行いますが、実施にあたっては、地区の皆様一人一人の御協力が必要です。皆様の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



不明な点や問い合わせは・・・

福知山市役所 建設交通部 用地課 土地調査係

電話：0773-24-7079

E-mail: youchi@city.fukuchiyama.lg.jp